



福岡医発第 2648 号 (地)
令和 3 年 12 月 23 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

今般、令和 3 年 12 月 9 日付け厚生労働省告示第 401 号及び第 402 号をもって、薬価基準及び揭示事項等告示の一部が改正され、同年 12 月 10 日から適用された旨、別紙 1 のとおり日本医師会より通知がありました。

今回の改正は、後発医薬品等が薬価基準に収載されたことによるものですが、同日付けで厚生労働省保険局医療課長通知により関連する留意事項等が示されており、その概要は下記のとおりであります。

また、薬価基準に収載された後発医薬品のなかには、同一成分で多数の銘柄が存在する品目が収載されていることから、後発医薬品の安定供給に係る対応として、別紙 2 のとおり令和 3 年 12 月 9 日付け医政経発 1209 第 6 号厚生労働省医政局経済課長通知が示されておりますことも併せてご連絡申し上げます。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 後発医薬品等の薬価基準収載について

(1) 薬価基準への収載希望があったいわゆる後発医薬品等品目（内用薬 64 品目、注射薬 28 品目及び外用薬 16 品目）が、薬価基準の別表に第 11 部追補（7）として収載された。

(2) (1) のうち、以下の品目は保険適用上の留意事項が示されている。

- ・スマトリプタン錠 50mg 「SPKK」
- ・タダラフィル錠 2.5mgZA 「シオエ」 及び同錠 5mgZA 「シオエ」
- ・セフカペンピボキシル塩酸塩小児用細粒 10% 「SW」、同錠 75mg 「SW」 及び同錠 100mg 「SW」

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

- ・エンブレル皮下注 25mg クリックワイズ用 0.5mL 及び同皮下注 50mg クリックワイズ用 1.0mL

2. 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継について

- (1) 販売名の変更により製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬 7 品目注射薬 6 品目及び外用薬 1 品目）について、揭示事項等告示の別表第 2 に記載され経過措置品目（使用期限：令和 4 年 3 月 31 日限り）とされた。
- (2) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、新名称の医薬品（内用薬 3 品目及び注射薬 1 品目）が薬価基準の別表に第 11 部追補（7）として記載されるとともに、旧名称の医薬品（内用薬 3 品目及び注射薬 1 品目）が揭示事項等告示の別表第 2 に記載され、経過措置品目（使用期限：令和 4 年 3 月 31 日限り）とされた。

3. 関係通知の一部改正について

「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和 3 年 3 月 5 日付保医発 0305 第 2 号）が以下のとおり改正された。

- (1) 参考資料 2 別紙 1 別添 1（「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」）の医薬品については、令和 3 年 12 月 10 日より適用。
- (2) 添付資料 2 別紙 3 別添 2 及び 3 の医薬品については、今回の薬価基準改正により初めて後発医薬品が記載された先発医薬品等は、今後「後発医薬品のある先発医薬品」とされ、下記算出方法の分母に組み込まれることになるが、その際、置き換える後発医薬品が実際に流通していなければ分母のみが増え、加算等の要件とされている後発医薬品の数量シェア（置換え率）を満たせなくなるおそれがあるため、置き換えとなる後発医薬品が流通するのに必要な期間等を踏まえ、猶予期間（令和 4 年 4 月 1 日）が設けられた。

（参考）後発医薬品使用体制加算、外来後発医薬品使用体制加算など診療報酬上の後発医薬品の数量シェア（置換え率）の算出方法

$$\text{※後発医薬品の数量シェア（置換え率）} = \frac{\text{後発医薬品の数量}}{\text{後発医薬品の先発医薬品の数量} + \text{後発医薬品の数量}}$$

- (3) 後発医薬品の製造販売業者が業務停止命令を受けたことなどに伴い、代替後発医薬品を入手することが困難となっている状況を踏まえ、臨時的な

取扱いとして、一部対象医薬品については、加算等における実績要件である後発医薬品の使用割合の算出対象から除外できるが下記品目についても対象とされた。

- ・局 リシノプリル錠 20mg 「NIG」 （リシノプリル水和物）

以上

（別紙 1 添付資料）

- ・官報（令 3.12.9 号外第 276 号抜粋）
- ・使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について
（令 3.12.9 保医発 1209 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長）

（別紙 2 添付資料）

- ・令和 3 年 12 月 9 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について
（令 3.12.9 医政経発 1209 第 5 号 厚生労働省医政局経済課長）

日医発第 752 号（保 245）
令和 3 年 12 月 16 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会 長
中 川 俊 男
(公印省略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正等について

令和 3 年 12 月 9 日付け厚生労働省告示第 401 号及び第 402 号をもって、薬価基準及び掲示事項等告示の一部が改正され、同年 12 月 10 日から適用されました。

今回の改正は後発医薬品等が薬価基準に収載されたことによるものですが、同日付けで厚生労働省保険局医療課長通知により関連する留意事項等が示されており、その概要は下記のとおりであります。

また、薬価基準に収載された後発医薬品のなかには、同一成分で多数の銘柄が存在する品目が収載されていることから、後発医薬品の安定供給に係る対応として、令和 3 年 12 月 9 日付け医政経発 1209 第 6 号厚生労働省医政局経済課長通知が示されておりますのであわせてご連絡申し上げます。

記

1. 後発医薬品等の薬価基準収載について

(1) 薬価基準への収載希望があったいわゆる後発医薬品等品目（内用薬 64 品目、注射薬 28 品目及び外用薬 16 品目）が、薬価基準の別表に第 11 部追補(7)として収載された。

(2) (1)のうち、以下の品目は保険適用上の留意事項が示されている。

- ・スマトリプタン錠 50mg 「SPKK」
- ・タダラフィル錠 2.5mgZA 「シオエ」及び同錠 5mgZA 「シオエ」
- ・セフカペンピボキシル塩酸塩小児用細粒 10% 「SW」、同錠 75mg 「SW」及び同錠 100mg 「SW」

・エンブレル皮下注 25mg クリックワイズ用 0.5mL 及び同皮下注 50mg クリックワイズ用 1.0mL

2. 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継について

- (1) 販売名の変更により製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬 7 品目注射薬 6 品目及び外用薬 1 品目）について、揭示事項等告示の別表第 2 に収載され経過措置品目（使用期限：令和 4 年 3 月 31 日限り）とされた。
- (2) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、新名称の医薬品（内用薬 3 品目及び注射薬 1 品目）が薬価基準の別表に第 11 部追補(7)として収載されるとともに、旧名称の医薬品（内用薬 3 品目及び注射薬 1 品目）が揭示事項等告示の別表第 2 に収載され、経過措置品目（使用期限：令和 4 年 3 月 31 日限り）とされた。

3. 関係通知の一部改正について

「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和 3 年 3 月 5 日付保医発 0305 第 2 号）について下記のとおり改正されている。

- (1) 参考資料 2 別紙 1 別添 1（「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」）の医薬品については、令和 3 年 12 月 10 日より適用。
- (2) 添付資料 2 別紙 3 別添 2 及び 3 の医薬品については、今回の薬価基準改正により初めて後発医薬品が収載された先発医薬品等は、今後「後発医薬品のある先発医薬品」とされ、下記算出方法の分母に組み込まれることになるが、その際、置き換える後発医薬品が実際に流通していなければ分母のみが増え、加算等の要件とされている後発医薬品の数量シェア（置換え率）を満たせなくなるおそれがあるため、置き換えとなる後発医薬品が流通するのに必要な期間等を踏まえ、猶予期間（令和 4 年 4 月 1 日）が設けられた。
(参考)「後発医薬品使用体制加算、外来後発医薬品使用体制加算など診療報酬上の後発医薬品の数量シェア（置換え率）の算出方法は次のとおりとされている。

※後発医薬品の 数量シェア（置換え率）	$\frac{\text{後発医薬品の数量}}{\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量} + \text{後発医薬品の数量}}$
------------------------	---

- (3) 後発医薬品の製造販売業者が業務停止命令を受けたことなどに伴い、代替後発医薬品を入手することが困難となっている状況を踏まえ、臨時的な取扱いとして、一部対象医薬品については、加算等における実績要件である後発医薬品の使用割合の算出対象から除外できるが下記品目についても対象とされた。

- ・局 リシノプリル錠 20mg 「NIG」(リシノプリル水和物)

(添付資料)

1. 官報 (令 3. 12. 9 号外第 276 号抜粋)
2. 使用薬剤の薬価 (薬価基準) の一部改正等について
(令 3. 12. 9 保医発 1209 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長)
3. 令和 3 年 12 月 9 日付けで薬価基準に掲載された後発医薬品の安定供給に係る
対応について
(令 3. 12. 9 医政経発 1209 第 6 号 厚生労働省医政局経済課長)

○厚生労働省告示第四百一号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正し、令和三年十二月十日から適用する。

令和三年十二月九日

厚生労働大臣 後藤 茂之
(傍線部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前			
別表 第 1 部～第10部 （略）				別表 第 1 部～第10部 （略） (新設)			
第11部 追 補 (7)							
内 用 薬							
品	名	規 格	単 位	薬 価			
				円			
(あ)							
アンブリセentan錠2.5mg「KMP」		2.5mg 1 錠		2,003.30			
アンブリセentan錠2.5mg「サワイ」		2.5mg 1 錠		2,003.30			
(い)							
イグラチモド錠25mg「サワイ」		25mg 1 錠		64.00			
(え)							
エスゾピクロン錠 1 mg「日医工」		1 mg 1 錠		17.00			
エスゾピクロン錠 2 mg「日医工」		2 mg 1 錠		27.00			
エスゾピクロン錠 3 mg「日医工」		3 mg 1 錠		35.40			
エルデカルシトールカプセル0.5μg「トーワ」		0.5μg 1 カプセル		20.90			
エルデカルシトールカプセル0.75μg「トーワ」		0.75μg 1 カプセル		29.60			
(し)							
ジルムロ配合OD錠HD「日医工」		1 錠		55.50			
ジルムロ配合OD錠LD「日医工」		1 錠		55.50			
(す)							
スマトリプタン錠50mg「SPKK」		50mg 1 錠		203.80			
(せ)							
㊦	セフカペンピボキシル塩酸塩小児用細粒10%「SW」	100mg 1 g		85.90			
㊦	セフカペンピボキシル塩酸塩錠75mg「SW」	75mg 1 錠		25.70			
㊦	セフカペンピボキシル塩酸塩錠100mg「SW」	100mg 1 錠		25.30			
(そ)							
ソタロール塩酸塩錠40mg「TE」		40mg 1 錠		63.00			
ソタロール塩酸塩錠80mg「TE」		80mg 1 錠		117.60			
ソリフェナシンコハク酸塩OD錠2.5mg「日医工」		2.5mg 1 錠		38.20			
ソリフェナシンコハク酸塩OD錠 5 mg「日医工」		5 mg 1 錠		64.70			
ソリフェナシンコハク酸塩錠2.5mg「日医工」		2.5mg 1 錠		38.20			
ソリフェナシンコハク酸塩錠 5 mg「日医工」		5 mg 1 錠		64.70			

<u>(た)</u>		
<u>タダラフィル錠2.5mg Z A 「シオエ」</u>	<u>2.5mg 1 錠</u>	<u>36.30</u>
<u>タダラフィル錠 5 mg Z A 「シオエ」</u>	<u>5 mg 1 錠</u>	<u>73.80</u>
<u>(て)</u>		
<u>デュロキセチンカプセル20mg 「日医工G」</u>	<u>20mg 1 カプセル</u>	<u>46.70</u>
<u>デュロキセチンカプセル30mg 「日医工G」</u>	<u>30mg 1 カプセル</u>	<u>63.10</u>
<u>(は)</u>		
<u>バクタミニ配合錠</u>	<u>1 錠</u>	<u>33.70</u>
<u>バラシクロビル^か顆粒50% 「S P K K」</u>	<u>50% 1 g</u>	<u>144.30</u>
Ⓔ <u>バラシクロビル錠500mg 「S P K K」</u>	<u>500mg 1 錠</u>	<u>112.40</u>
Ⓔ <u>パロキセチン錠10mg 「S P K K」</u>	<u>10mg 1 錠</u>	<u>23.10</u>
<u>(ふ)</u>		
<u>プレガバリンOD錠25mg 「T C K」</u>	<u>25mg 1 錠</u>	<u>21.80</u>
<u>プレガバリンOD錠75mg 「T C K」</u>	<u>75mg 1 錠</u>	<u>36.30</u>
<u>プレガバリンOD錠150mg 「T C K」</u>	<u>150mg 1 錠</u>	<u>50.10</u>
Ⓔ <u>プロピペリン塩酸塩錠20mg 「N I G」</u>	<u>20mg 1 錠</u>	<u>35.20</u>
<u>(ほ)</u>		
<u>ホリナート錠25mg 「N I G」</u>	<u>25mg 1 錠</u>	<u>666.20</u>
<u>(り)</u>		
Ⓔ <u>リシノプリル錠20mg 「N I G」</u>	<u>20mg 1 錠</u>	<u>17.50</u>
<u>(れ)</u>		
<u>レベチラセタム錠250mg 「アメル」</u>	<u>250mg 1 錠</u>	<u>41.30</u>
<u>レベチラセタム錠250mg ^{きよう}「杏 林」</u>	<u>250mg 1 錠</u>	<u>41.30</u>
<u>レベチラセタム錠250mg 「サワイ」</u>	<u>250mg 1 錠</u>	<u>41.30</u>
<u>レベチラセタム錠250mg 「J G」</u>	<u>250mg 1 錠</u>	<u>41.30</u>
<u>レベチラセタム錠250mg 「タカタ」</u>	<u>250mg 1 錠</u>	<u>41.30</u>
<u>レベチラセタム錠250mg 「トーワ」</u>	<u>250mg 1 錠</u>	<u>41.30</u>
<u>レベチラセタム錠250mg 「日医工」</u>	<u>250mg 1 錠</u>	<u>41.30</u>
<u>レベチラセタム錠250mg 「日新」</u>	<u>250mg 1 錠</u>	<u>41.30</u>
<u>レベチラセタム錠250mg 「V T R S」</u>	<u>250mg 1 錠</u>	<u>41.30</u>
<u>レベチラセタム錠250mg 「フェルゼン」</u>	<u>250mg 1 錠</u>	<u>41.30</u>
<u>レベチラセタム錠250mg 「明治」</u>	<u>250mg 1 錠</u>	<u>41.30</u>
<u>レベチラセタム錠500mg 「アメル」</u>	<u>500mg 1 錠</u>	<u>67.30</u>
<u>レベチラセタム錠500mg ^{きよう}「杏 林」</u>	<u>500mg 1 錠</u>	<u>67.30</u>
<u>レベチラセタム錠500mg 「サワイ」</u>	<u>500mg 1 錠</u>	<u>67.30</u>
<u>レベチラセタム錠500mg 「J G」</u>	<u>500mg 1 錠</u>	<u>67.30</u>
<u>レベチラセタム錠500mg 「タカタ」</u>	<u>500mg 1 錠</u>	<u>67.30</u>

レベチラセタム錠500mg「トーワ」	500mg 1錠	67.30
レベチラセタム錠500mg「日医工」	500mg 1錠	67.30
レベチラセタム錠500mg「日新」	500mg 1錠	67.30
レベチラセタム錠500mg「V T R S」	500mg 1錠	67.30
レベチラセタム錠500mg「フェルゼン」	500mg 1錠	67.30
レベチラセタム錠500mg「明治」	500mg 1錠	67.30
レベチラセタムD S 50%「杏 ^{きょう} 林」	50% 1 g	97.30
レベチラセタムD S 50%「サワイ」	50% 1 g	97.30
レベチラセタムD S 50%「タカタ」	50% 1 g	97.30
レベチラセタムD S 50%「トーワ」	50% 1 g	97.30
レベチラセタムドライシロップ50%「J G」	50% 1 g	97.30
レベチラセタムドライシロップ50%「日医工」	50% 1 g	97.30
レベチラセタムドライシロップ50%「日新」	50% 1 g	97.30
レベチラセタムドライシロップ50%「明治」	50% 1 g	97.30
レベチラセタムドライシロップ50%「Y D」	50% 1 g	97.30
レベチラセタム粒状錠250mg「サワイ」	250mg 1包	41.30
レベチラセタム粒状錠500mg「サワイ」	500mg 1包	67.30
注 射 薬		
品 名 規 格 単 位	薬 価	円
(え)		
エンブレル皮下注25mgクリックワイズ用0.5mL	25mg0.5mL 1 カセット	12,296
エンブレル皮下注50mgクリックワイズ用1.0mL	50mg 1 mL 1 カセット	23,922
(お)		
オクトレオチド皮下注50 μ g「S U N」	50 μ g 1 mL 1 瓶	576
オクトレオチド皮下注100 μ g「S U N」	100 μ g 1 mL 1 瓶	1,011
㊦ オザグレルNa注80mgシリンジ「トーワ」	80mg 4 mL 1 筒	638
(か)		
㊦ カルボプラチン点滴静注液150mg「S W」	150mg15mL 1 瓶	4,807
㊦ カルボプラチン点滴静注液450mg「S W」	450mg45mL 1 瓶	11,369
(せ)		
㊦ 生理食塩液	50mL 1 袋	124
(て)		
デスモプレシン静注4 μ g「フェリング」	4 μ g 1 管	1,639
(な)		
ナロキソン塩酸塩静注0.2mg「A F P」	0.2mg 1 mL 1 管	921
(は)		
パロノセトロン静注0.75mg／2 mL「日医工」	0.75mg 2 mL 1 瓶	5,349

(ふ)			
Ⓔ	ファモチジン注射液10mg「トーワ」	10mg 1 mL 1 管	97
Ⓔ	ファモチジン注射液20mg「トーワ」	20mg 2 mL 1 管	97
Ⓔ	フルコナゾール静注液100mg「F」	0.2%50mL 1 袋	1,675
(へ)			
	ペメトレキシド点滴静注液100mg「S U N」	100mg 4 mL 1 瓶	16,747
	ペメトレキシド点滴静注液500mg「S U N」	500mg20mL 1 瓶	70,061
	ペメトレキシド点滴静注用100mg「日医工G」	100mg 1 瓶	16,747
	ペメトレキシド点滴静注用500mg「日医工G」	500mg 1 瓶	70,061
(ほ)			
	ホスアプレピタント点滴静注用150mg「NK」	150mg 1 瓶	6,041
	ボルテゾミブ注射用 2 mg「トーワ」	2 mg 1 瓶	31,876
	ボルテゾミブ注射用 3 mg「NK」	3 mg 1 瓶	46,350
	ボルテゾミブ注射用 3 mg「サワイ」	3 mg 1 瓶	46,350
	ボルテゾミブ注射用 3 mg「D S E P」	3 mg 1 瓶	46,350
	ボルテゾミブ注射用 3 mg「トーワ」	3 mg 1 瓶	46,350
	ボルテゾミブ注射用 3 mg「ファイザー」	3 mg 1 瓶	46,350
	ボルテゾミブ注射用 3 mg「ヤクルト」	3 mg 1 瓶	46,350
(れ)			
	レベチラセタム点滴静注500mg「アメル」	500mg 5 mL 1 管	851
	レベチラセタム点滴静注500mg「日新」	500mg 5 mL 1 管	851
	レベチラセタム点滴静注500mg「明治」	500mg 5 mL 1 管	851
外 用 薬			
品	名	規 格	単 位
			薬 価
			円
(お)			
	オロパタジン点眼液0.1%「杏 ^{きよう} 林」	0.1% 1 mL	64.00
	オロパタジン点眼液0.1%「サワイ」	0.1% 1 mL	64.00
	オロパタジン点眼液0.1%「サンド」	0.1% 1 mL	64.00
	オロパタジン点眼液0.1%「三和」	0.1% 1 mL	64.00
	オロパタジン点眼液0.1%「センジュ」	0.1% 1 mL	64.00
	オロパタジン点眼液0.1%「タカタ」	0.1% 1 mL	64.00
	オロパタジン点眼液0.1%「T S」	0.1% 1 mL	64.00
	オロパタジン点眼液0.1%「トーワ」	0.1% 1 mL	64.00
	オロパタジン点眼液0.1%「日新」	0.1% 1 mL	64.00
	オロパタジン点眼液0.1%「ニッテン」	0.1% 1 mL	64.00
	オロパタジン点眼液0.1%「ニットー」	0.1% 1 mL	64.00
	オロパタジン点眼液0.1%「わかもと」	0.1% 1 mL	64.00
(て)			
	デスモプレシン点鼻スプレー2.5μg「フェリング」	125μg 1 瓶	3,754.20

<u>(ふ)</u>		
プリモニジン酒石酸塩点眼液0.1% 「T S」	<u>0.1% 1 mL</u>	<u>185.20</u>
⑨ プロムフェナクNa点眼液0.1% 「日点」	<u>0.1% 1 mL</u>	<u>44.70</u>
<u>(も)</u>		
モキシフロキサシン点眼液0.5% 「サンド」	<u>0.5% 1 mL</u>	<u>42.70</u>

○厚生労働省令第402号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第15号）第十九条第一項本文、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第16号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第14号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正し、令和三年十二月十日から適用する。

令和三年十二月九日

厚生労働大臣 後藤 茂之

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表第2 第1部～第8部（略） 第9部 追 補 (5) 内 用 薬 品 名 規 格 単 位 (す) スマトリブタン錠50mg「アスペン」 50mg 1錠 (せ) ㊦ セフカベンピボキシル塩酸塩小児用細粒10%「サワイ」 100mg 1g ㊦ セフカベンピボキシル塩酸塩錠75mg「サワイ」 75mg 1錠 ㊦ セフカベンピボキシル塩酸塩錠100mg「サワイ」 100mg 1錠 (は) ^かパラシクロビル顆粒50%「アスペン」 50% 1g ㊦ パラシクロビル錠500mg「アスペン」 500mg 1錠 ㊦ パロキセチン錠10mg「アスペン」 10mg 1錠 (ふ) ㊦ プロピベリン塩酸塩錠20mg「武田テバ」 20mg 1錠 (ほ) ホリナート錠25mg「武田テバ」 25mg 1錠 (り) ㊦ リシノプリル錠20mg「タイヨー」 20mg 1錠 注 射 薬 品 名 規 格 単 位 (お) オクトレオチド皮下注50μg「SUN」 50μg 1mL 1管 オクトレオチド皮下注100μg「SUN」 100μg 1mL 1管 (か) ㊦ カルボプラチン点滴静注液150mg「サワイ」 150mg15mL 1瓶 ㊦ カルボプラチン点滴静注液450mg「サワイ」 450mg45mL 1瓶	別表第2 第1部～第8部（略） (新設)

<u>(て)</u> デスモプレシン注4 協和		<u>4 μg 1 管</u>
<u>(な)</u> ナロキソン塩酸塩静注0.2mg 「第一三共」		<u>0.2mg 1 mL 1 管</u>
<u>(ふ)</u> ㊦ フルコナゾール静注液0.2% 「F」		<u>0.2%50mL 1 袋</u>
外 用 薬		
品 名	規 格	単 位
<u>(て)</u> デスモプレシン・スプレー2.5協和		<u>125μg 1 瓶</u>

地方厚生（支）局医療課長	}	殿
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）長		
都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）長		

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「揭示事項等告示」という。）が令和3年厚生労働省告示第401号及び令和3年厚生労働省告示第402号をもって改正され、令和3年12月10日から適用することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬64品目、注射薬28品目及び外用薬16品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品（内用薬3品目及び注射薬1品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (3) (1)及び(2)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	8, 7 8 4	3, 6 8 9	2, 1 6 4	2 7	1 4, 6 6 4

2 掲示事項等告示の一部改正について

(1) 医療事故防止等の観点から販売名が変更され、新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬7品目、注射薬6品目及び外用薬1品目）について、掲示事項等告示の別表第2に収載することにより、令和4年4月1日以降、使用医薬品から除外するものであること。

(2) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い販売名が変更され、新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬3品目及び注射薬1品目）について、掲示事項等告示の別表第2に収載することにより、令和4年4月1日以降、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品から除外するものであること。

(3) (1)及び(2)により掲示事項等告示の別表第2に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	2 5 2	1 2 9	4 2	1	4 3 1

3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) スマトリプタン錠 50mg「SPKK」

本製剤は、片頭痛の確定診断が行われた場合にのみ投与すること。

(2) タダラフィル錠 2.5mgZA「シオエ」及び同錠 5mgZA「シオエ」

本製剤の効能又は効果に関連する注意において「本剤の適用にあたっては、前立腺肥大症の診断・診療に関する国内外のガイドライン等の最新の情報を参考に、適切な検査により診断を確定すること」とされており、適切な検査により前立腺肥大症と診断された場合に限り算定できること。また、診療報酬明細書の記載に当たっては、尿流測定検査、残尿検査、前立腺超音波検査等の診断に用いた主な検査について、実施年月日を摘要欄に記入すること。

なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本製剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。

(3) セフカペンピボキシル塩酸塩小児用細粒 10%「SW」、同錠 75mg「SW」及び同錠 100mg「SW」

本製剤の使用上の注意に、「本剤の使用にあたっては、耐性菌の発現等を防ぐため、

原則として感受性を確認し、疾病の治療上必要な最小限の期間の投与にとどめること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

(4) エンブレル皮下注 25mg クリックワイズ用 0.5mL 及び同皮下注 50mg クリックワイズ用 1.0mL

- ① 本製剤の効能又は効果に関連する注意において「過去の治療において、非ステロイド性抗炎症剤及び他の抗リウマチ薬等による適切な治療を行っても、疾患に起因する明らかな症状が残る場合に投与すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。
- ② 本製剤はエタネルセプト製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ③ 本製剤は針付きのキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

4 関係通知等の一部改正について

(1) 「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和 3 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 2 号）を以下のとおり改正する。

- ① 別紙 1 に別添 1 に掲げる医薬品を加え、令和 3 年 12 月 10 日から適用すること。
- ② 別紙 3 に別添 2 に掲げる医薬品を加え、令和 4 年 1 月 1 日から適用すること。
- ③ 別紙 3 に別添 3 に掲げる医薬品を加え、令和 4 年 4 月 1 日から適用すること。

(2) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、新たに薬価基準に収載された次の医薬品について、「後発医薬品の出荷停止等を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（令和 3 年 9 月 21 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）別添 2 「後発医薬品使用体制加算等における加算等の算定対象から除外する品目」に掲げる医薬品と同様に、当該加算等の算定対象から除外する取扱いとすること。

区 分	薬価基準収載 医薬品コード	成 分 名	規 格	品 名	メーカー名	薬 価
内用薬	2144006F3149	リシノプリル水 和物	20mg 1 錠	局 リシノプリル 錠 2 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工 場	17.50

別紙1 診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品
令和3年12月10日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
内用薬	2190031F1031	アンブリセentan	2.5mg 1錠	アンブリセentan錠2.5mg「KM P」	共創未来ファーマ	2,003.30
内用薬	2190031F1040	アンブリセentan	2.5mg 1錠	アンブリセentan錠2.5mg「サワイ」	沢井製薬	2,003.30
内用薬	3999031F1043	イグラチモド	25mg 1錠	イグラチモド錠25mg「サワイ」	沢井製薬	64.00
内用薬	1129010F1168	エスゾピクロン	1mg 1錠	エスゾピクロン錠1mg「日医工」	日医工	17.00
内用薬	1129010F2164	エスゾピクロン	2mg 1錠	エスゾピクロン錠2mg「日医工」	日医工	27.00
内用薬	1129010F3160	エスゾピクロン	3mg 1錠	エスゾピクロン錠3mg「日医工」	日医工	35.40
内用薬	3112006M1057	エルデカルシトール	0.5μg 1カプセル	エルデカルシトールカプセル0.5μg「トーワ」	東和薬品	20.90
内用薬	3112006M2053	エルデカルシトール	0.75μg 1カプセル	エルデカルシトールカプセル0.75μg「トーワ」	東和薬品	29.60
内用薬	2149121F4047	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠	ジルムロ配合OD錠HD「日医工」	日医工	55.50
内用薬	2149121F3040	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠	ジルムロ配合OD錠LD「日医工」	日医工	55.50
内用薬	2160003F1162	スマトリブタンコハク酸塩	50mg 1錠	スマトリブタン錠50mg「SPKK」	サンドファーマ	203.80
内用薬	6132016C1124	セフカペン ビボキシル塩酸塩水和物	100mg 1g	局 セフカペンビボキシル塩酸塩小児用細粒10%「SW」	沢井製薬	85.90
内用薬	6132016F1112	セフカペン ビボキシル塩酸塩水和物	75mg 1錠	局 セフカペンビボキシル塩酸塩錠75mg「SW」	沢井製薬	25.70
内用薬	6132016F2119	セフカペン ビボキシル塩酸塩水和物	100mg 1錠	局 セフカペンビボキシル塩酸塩錠100mg「SW」	沢井製薬	25.30
内用薬	2129013F1034	ソタロール塩酸塩	40mg 1錠	ソタロール塩酸塩錠40mg「TE」	トーアエイヨー	63.00
内用薬	2129013F2030	ソタロール塩酸塩	80mg 1錠	ソタロール塩酸塩錠80mg「TE」	トーアエイヨー	117.60
内用薬	2590011F3071	コハク酸ソリフェナシン	2.5mg 1錠	ソリフェナシンコハク酸塩OD錠2.5mg「日医工」	日医工	38.20
内用薬	2590011F4078	コハク酸ソリフェナシン	5mg 1錠	ソリフェナシンコハク酸塩OD錠5mg「日医工」	日医工	64.70
内用薬	2590011F1087	コハク酸ソリフェナシン	2.5mg 1錠	ソリフェナシンコハク酸塩錠2.5mg「日医工」	日医工	38.20
内用薬	2590011F2083	コハク酸ソリフェナシン	5mg 1錠	ソリフェナシンコハク酸塩錠5mg「日医工」	日医工	64.70
内用薬	2590016F1110	タダラフィル	2.5mg 1錠	タダラフィル錠2.5mg ZA「シオエ」	シオエ製薬	36.30
内用薬	2590016F2116	タダラフィル	5mg 1錠	タダラフィル錠5mg ZA「シオエ」	シオエ製薬	73.80
内用薬	1179052M1170	デュロキセチン塩酸塩	20mg 1カプセル	デュロキセチンカプセル20mg「日医工G」	日医工岐阜工場	46.70
内用薬	1179052M2177	デュロキセチン塩酸塩	30mg 1カプセル	デュロキセチンカプセル30mg「日医工G」	日医工岐阜工場	63.10

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
内用薬	6250019D1089	バラシクロビル塩酸塩	50% 1 g	バラシクロビル顆粒 5 0 % 「 S P K K 」	サンドファーマ	144.30
内用薬	6250019F1365	バラシクロビル塩酸塩	500mg 1 錠	局 バラシクロビル錠 5 0 0 m g 「 S P K K 」	サンドファーマ	112.40
内用薬	1179041F1360	バロキセチン塩酸塩水和物	10mg 1 錠	局 バロキセチン錠 1 0 m g 「 S P K K 」	サンドファーマ	23.10
内用薬	1190017F1258	ブレガバリン	25mg 1 錠	ブレガバリン O D 錠 2 5 m g 「 T C K 」	辰巳化学	21.80
内用薬	1190017F2254	ブレガバリン	75mg 1 錠	ブレガバリン O D 錠 7 5 m g 「 T C K 」	辰巳化学	36.30
内用薬	1190017F3250	ブレガバリン	150mg 1 錠	ブレガバリン O D 錠 1 5 0 m g 「 T C K 」	辰巳化学	50.10
内用薬	1139010F1059	レベチラセタム	250mg 1 錠	レベチラセタム錠 2 5 0 m g 「 アメル」	共和薬品工業	41.30
内用薬	1139010F1067	レベチラセタム	250mg 1 錠	レベチラセタム錠 2 5 0 m g 「 杏林」	キョーリンリメ ディオ	41.30
内用薬	1139010F1075	レベチラセタム	250mg 1 錠	レベチラセタム錠 2 5 0 m g 「 サワイ」	沢井製薬	41.30
内用薬	1139010F1032	レベチラセタム	250mg 1 錠	レベチラセタム錠 2 5 0 m g 「 J G 」	日本ジェネリック	41.30
内用薬	1139010F1083	レベチラセタム	250mg 1 錠	レベチラセタム錠 2 5 0 m g 「 タカタ」	高田製薬	41.30
内用薬	1139010F1091	レベチラセタム	250mg 1 錠	レベチラセタム錠 2 5 0 m g 「 トーワ」	東和薬品	41.30
内用薬	1139010F1105	レベチラセタム	250mg 1 錠	レベチラセタム錠 2 5 0 m g 「 日医工」	日医工	41.30
内用薬	1139010F1113	レベチラセタム	250mg 1 錠	レベチラセタム錠 2 5 0 m g 「 日新」	日新製薬（山形）	41.30
内用薬	1139010F1040	レベチラセタム	250mg 1 錠	レベチラセタム錠 2 5 0 m g 「 V T R S 」	ダイト	41.30
内用薬	1139010F1121	レベチラセタム	250mg 1 錠	レベチラセタム錠 2 5 0 m g 「 フェルゼン」	フェルゼンファーマ	41.30
内用薬	1139010F1130	レベチラセタム	250mg 1 錠	レベチラセタム錠 2 5 0 m g 「 明治」	Meiji Seika ファルマ	41.30
内用薬	1139010F2055	レベチラセタム	500mg 1 錠	レベチラセタム錠 5 0 0 m g 「 アメル」	共和薬品工業	67.30
内用薬	1139010F2063	レベチラセタム	500mg 1 錠	レベチラセタム錠 5 0 0 m g 「 杏林」	キョーリンリメ ディオ	67.30
内用薬	1139010F2071	レベチラセタム	500mg 1 錠	レベチラセタム錠 5 0 0 m g 「 サワイ」	沢井製薬	67.30
内用薬	1139010F2039	レベチラセタム	500mg 1 錠	レベチラセタム錠 5 0 0 m g 「 J G 」	日本ジェネリック	67.30
内用薬	1139010F2080	レベチラセタム	500mg 1 錠	レベチラセタム錠 5 0 0 m g 「 タカタ」	高田製薬	67.30
内用薬	1139010F2098	レベチラセタム	500mg 1 錠	レベチラセタム錠 5 0 0 m g 「 トーワ」	東和薬品	67.30
内用薬	1139010F2101	レベチラセタム	500mg 1 錠	レベチラセタム錠 5 0 0 m g 「 日医工」	日医工	67.30
内用薬	1139010F2110	レベチラセタム	500mg 1 錠	レベチラセタム錠 5 0 0 m g 「 日新」	日新製薬（山形）	67.30

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
内用薬	1139010F2047	レベチラセタム	500mg 1 錠	レベチラセタム錠 5 0 0 m g 「V T R S」	ダイト	67.30
内用薬	1139010F2128	レベチラセタム	500mg 1 錠	レベチラセタム錠 5 0 0 m g 「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	67.30
内用薬	1139010F2136	レベチラセタム	500mg 1 錠	レベチラセタム錠 5 0 0 m g 「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	67.30
内用薬	1139010R1055	レベチラセタム	50% 1 g	レベチラセタム D S 5 0 % 「杏林」	キョーリンリメディオ	97.30
内用薬	1139010R1063	レベチラセタム	50% 1 g	レベチラセタム D S 5 0 % 「サワイ」	沢井製薬	97.30
内用薬	1139010R1071	レベチラセタム	50% 1 g	レベチラセタム D S 5 0 % 「タカタ」	高田製薬	97.30
内用薬	1139010R1080	レベチラセタム	50% 1 g	レベチラセタム D S 5 0 % 「トーワ」	東和薬品	97.30
内用薬	1139010R1039	レベチラセタム	50% 1 g	レベチラセタムドライシロップ 5 0 % 「J G」	日本ジェネリック	97.30
内用薬	1139010R1098	レベチラセタム	50% 1 g	レベチラセタムドライシロップ 5 0 % 「日医工」	日医工	97.30
内用薬	1139010R1101	レベチラセタム	50% 1 g	レベチラセタムドライシロップ 5 0 % 「日新」	日新製薬（山形）	97.30
内用薬	1139010R1110	レベチラセタム	50% 1 g	レベチラセタムドライシロップ 5 0 % 「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	97.30
内用薬	1139010R1047	レベチラセタム	50% 1 g	レベチラセタムドライシロップ 5 0 % 「Y D」	陽進堂	97.30
内用薬	1139010F3027	レベチラセタム	250mg 1 包	レベチラセタム粒状錠 2 5 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	41.30
内用薬	1139010F4023	レベチラセタム	500mg 1 包	レベチラセタム粒状錠 5 0 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	67.30
注射薬	2499403A3021	オクトレオチド酢酸塩	50 μ g 1 mL 1 瓶	オクトレオチド皮下注 5 0 μ g 「S U N」	サンファーマ	576
注射薬	2499403A4028	オクトレオチド酢酸塩	100 μ g 1 mL 1 瓶	オクトレオチド皮下注 1 0 0 μ g 「S U N」	サンファーマ	1,011
注射薬	3999411G4051	オザグレルナトリウム	80mg 4 mL 1 筒	局 オザグレル N a 注 8 0 m g シリンジ「トーワ」	東和薬品	638
注射薬	4291403A2130	カルボプラチン	150mg 15mL 1 瓶	局 カルボプラチン点滴静注液 1 5 0 m g 「S W」	沢井製薬	4,807
注射薬	4291403A3137	カルボプラチン	450mg 45mL 1 瓶	局 カルボプラチン点滴静注液 4 5 0 m g 「S W」	沢井製薬	11,369
注射薬	2391404A2026	パロノセトロン塩酸塩	0.75mg 2 mL 1 瓶	パロノセトロン静注 0 . 7 5 m g / 2 m L 「日医工」	日医工	5,349
注射薬	2325401A1039	ファモチジン	10mg 1 mL 1 管	局 ファモチジン注射液 1 0 m g 「トーワ」	東和薬品	97
注射薬	2325401A2035	ファモチジン	20mg 2 mL 1 管	局 ファモチジン注射液 2 0 m g 「トーワ」	東和薬品	97
注射薬	6290401A4098	フルコナゾール	0.2% 50mL 1 袋	局 フルコナゾール静注液 1 0 0 m g 「F」	富士製薬工業	1,675
注射薬	4229401A1058	ベメトレキセドナトリウム水和物	100mg 4 mL 1 瓶	ベメトレキセド点滴静注液 1 0 0 m g 「S U N」	サンファーマ	16,747
注射薬	4229401A2054	ベメトレキセドナトリウム水和物	500mg 20mL 1 瓶	ベメトレキセド点滴静注液 5 0 0 m g 「S U N」	サンファーマ	70,061

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
注射薬	4229401D2085	ベメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	100mg 1 瓶	ベメトレキセド点滴静注用 1 0 0 m g 「日医工 G」	日医工岐阜工場	16,747
注射薬	4229401D1089	ベメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	500mg 1 瓶	ベメトレキセド点滴静注用 5 0 0 m g 「日医工 G」	日医工岐阜工場	70,061
注射薬	2391405D1039	ホスアプレビタントメグルミン	150mg 1 瓶	ホスアプレビタント点滴静注用 1 5 0 m g 「NK」	日本化薬	6,041
注射薬	4291412D2020	ボルテゾミブ	2mg 1 瓶	ボルテゾミブ注射用 2 m g 「トーワ」	東和薬品	31,876
注射薬	4291412D1040	ボルテゾミブ	3mg 1 瓶	ボルテゾミブ注射用 3 m g 「NK」	日本化薬	46,350
注射薬	4291412D1059	ボルテゾミブ	3mg 1 瓶	ボルテゾミブ注射用 3 m g 「サワイ」	沢井製薬	46,350
注射薬	4291412D1032	ボルテゾミブ	3mg 1 瓶	ボルテゾミブ注射用 3 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	46,350
注射薬	4291412D1067	ボルテゾミブ	3mg 1 瓶	ボルテゾミブ注射用 3 m g 「トーワ」	東和薬品	46,350
注射薬	4291412D1075	ボルテゾミブ水和物	3mg 1 瓶	ボルテゾミブ注射用 3 m g 「ファイザー」	ファイザー	46,350
注射薬	4291412D1083	ボルテゾミブ	3mg 1 瓶	ボルテゾミブ注射用 3 m g 「ヤクルト」	高田製薬	46,350
注射薬	1139402A2021	レベチラセタム	500mg5mL 1 管	レベチラセタム点滴静注 5 0 0 m g 「アメル」	共和薬品工業	851
注射薬	1139402A2030	レベチラセタム	500mg5mL 1 管	レベチラセタム点滴静注 5 0 0 m g 「日新」	日新製薬（山形）	851
注射薬	1139402A2048	レベチラセタム	500mg5mL 1 管	レベチラセタム点滴静注 5 0 0 m g 「明治」	Meiji Seika ファルマ	851
外用薬	1319752Q1040	オロパタジン塩酸塩	0.1% 1 mL	オロパタジン点眼液 0 . 1 % 「杏林」	キョーリンリメ ディオ	64.00
外用薬	1319752Q1059	オロパタジン塩酸塩	0.1% 1 mL	オロパタジン点眼液 0 . 1 % 「サワイ」	沢井製薬	64.00
外用薬	1319752Q1067	オロパタジン塩酸塩	0.1% 1 mL	オロパタジン点眼液 0 . 1 % 「サンド」	サンド	64.00
外用薬	1319752Q1075	オロパタジン塩酸塩	0.1% 1 mL	オロパタジン点眼液 0 . 1 % 「三和」	三和化学研究所	64.00
外用薬	1319752Q1083	オロパタジン塩酸塩	0.1% 1 mL	オロパタジン点眼液 0 . 1 % 「センジュ」	千寿製薬	64.00
外用薬	1319752Q1091	オロパタジン塩酸塩	0.1% 1 mL	オロパタジン点眼液 0 . 1 % 「タカタ」	高田製薬	64.00
外用薬	1319752Q1032	オロパタジン塩酸塩	0.1% 1 mL	オロパタジン点眼液 0 . 1 % 「T S」	テイカ製薬	64.00
外用薬	1319752Q1105	オロパタジン塩酸塩	0.1% 1 mL	オロパタジン点眼液 0 . 1 % 「トーワ」	東和薬品	64.00
外用薬	1319752Q1113	オロパタジン塩酸塩	0.1% 1 mL	オロパタジン点眼液 0 . 1 % 「日新」	日新製薬（山形）	64.00
外用薬	1319752Q1121	オロパタジン塩酸塩	0.1% 1 mL	オロパタジン点眼液 0 . 1 % 「ニッテン」	ニッテン	64.00
外用薬	1319752Q1130	オロパタジン塩酸塩	0.1% 1 mL	オロパタジン点眼液 0 . 1 % 「ニットー」	東亜薬品	64.00
外用薬	1319752Q1148	オロパタジン塩酸塩	0.1% 1 mL	オロパタジン点眼液 0 . 1 % 「わかもと」	シー・エイチ・ オー新薬	64.00

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
外用薬	1319761Q1082	ブリモニジン酒石酸塩	0.1% 1 mL	ブリモニジン酒石酸塩点眼液 0.1% 「T S」	テイカ製薬	185.20
外用薬	1319743Q1068	ブロムフェナクナトリウム水和物	0.1% 1 mL	局 ブロムフェナクNa点眼液 0.1%「日 点」	日本点眼薬研究所	44.70
外用薬	1319753Q1053	モキシフロキサシン塩酸塩	0.5% 1 mL	モキシフロキサシン点眼液 0.5%「サ ンド」	サント	42.70
内用薬	3929004F2137	ホリナートカルシウム	25mg 1 錠	ホリナート錠 25mg「N I G」	日医工岐阜工場	666.20
内用薬	2144006F3149	リシノプリル水和物	20mg 1 錠	局 リシノプリル錠 20mg「N I G」	日医工岐阜工場	17.50
内用薬	2590007F2346	プロピペリン塩酸塩	20mg 1 錠	局 プロピペリン塩酸塩錠 20mg「N I G」	日医工岐阜工場	35.20

別紙3 診療報酬における加算等の算定対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」
令和4年1月1日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
内用薬	1139010F1024	レベチラセタム	250mg 1 錠	イーケブラ錠 2 5 0 m g	ユーシービージャ パン	124.30
内用薬	1139010F2020	レベチラセタム	500mg 1 錠	イーケブラ錠 5 0 0 m g	ユーシービージャ パン	202.80
内用薬	1139010R1020	レベチラセタム	50% 1 g	イーケブラドライシロップ 5 0 %	ユーシービージャ パン	223.30
内用薬	2129013F1026	ソタロール塩酸塩	40mg 1 錠	ソタコール錠 4 0 m g	サンドファーマ	125.90
内用薬	2129013F2022	ソタロール塩酸塩	80mg 1 錠	ソタコール錠 8 0 m g	サンドファーマ	235.00
注射薬	1139402A1025	レベチラセタム	500mg 5 mL 1 瓶	イーケブラ点滴静注 5 0 0 m g	ユーシービージャ パン	1,991
注射薬	2391405D1020	ホスアプレピタントメグルミン	150mg 1 瓶	プロイメント点滴静注用 1 5 0 m g	小野薬品工業	13,346
注射薬	4291412D1024	ボルテゾミブ	3 mg 1 瓶	ベルケイド注射用 3 m g	ヤンセンファーマ	134,923
外用薬	1319752Q1024	オロパタジン塩酸塩	0.1% 1 mL	パタノール点眼液 0 . 1 %	ノバルティス ファーマ	166.20

別紙3 診療報酬における加算等の算定対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」
令和4年4月1日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
内用薬	2190031F1023	アンブリセントン	2.5mg 1 錠	ヴォリブリス錠 2 . 5 m g	グラクソ・スミスクライン	5,143.80
内用薬	3999031F1035	イグラチモド	25mg 1 錠	ケアラム錠 2 5 m g	エーザイ	157.70

(参考1)

薬価基準告示

No		薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価 (円)
1	内用薬	アンブリセentan錠2.5mg「KMP」	アンブリセentan	2.5mg 1錠	2,003.30
2	内用薬	アンブリセentan錠2.5mg「サワイ」	アンブリセentan	2.5mg 1錠	2,003.30
3	内用薬	イグラチモド錠25mg「サワイ」	イグラチモド	25mg 1錠	64.00
4	内用薬	エスゾピクロン錠1mg「日医工」	エスゾピクロン	1mg 1錠	17.00
5	内用薬	エスゾピクロン錠2mg「日医工」	エスゾピクロン	2mg 1錠	27.00
6	内用薬	エスゾピクロン錠3mg「日医工」	エスゾピクロン	3mg 1錠	35.40
7	内用薬	エルデカルシトールカプセル0.5μg「トーワ」	エルデカルシトール	0.5μg 1カプセル	20.90
8	内用薬	エルデカルシトールカプセル0.75μg「トーワ」	エルデカルシトール	0.75μg 1カプセル	29.60
9	内用薬	ジルムロ配合OD錠HD「日医工」	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠	55.50
10	内用薬	ジルムロ配合OD錠LD「日医工」	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠	55.50
11	内用薬	スマトリブタン錠50mg「SPKK」	スマトリブタンコハク酸塩	50mg 1錠	203.80
12	内用薬	局 セフカベンピボキシル塩酸塩小児用細粒10%「SW」	セフカベン ピボキシル塩酸塩水和物	100mg 1g	85.90
13	内用薬	局 セフカベンピボキシル塩酸塩錠75mg「SW」	セフカベン ピボキシル塩酸塩水和物	75mg 1錠	25.70
14	内用薬	局 セフカベンピボキシル塩酸塩錠100mg「SW」	セフカベン ピボキシル塩酸塩水和物	100mg 1錠	25.30
15	内用薬	ソタロール塩酸塩錠40mg「TE」	ソタロール塩酸塩	40mg 1錠	63.00
16	内用薬	ソタロール塩酸塩錠80mg「TE」	ソタロール塩酸塩	80mg 1錠	117.60
17	内用薬	ソリフェナシンコハク酸塩OD錠2.5mg「日医工」	コハク酸ソリフェナシン	2.5mg 1錠	38.20
18	内用薬	ソリフェナシンコハク酸塩OD錠5mg「日医工」	コハク酸ソリフェナシン	5mg 1錠	64.70
19	内用薬	ソリフェナシンコハク酸塩錠2.5mg「日医工」	コハク酸ソリフェナシン	2.5mg 1錠	38.20
20	内用薬	ソリフェナシンコハク酸塩錠5mg「日医工」	コハク酸ソリフェナシン	5mg 1錠	64.70
21	内用薬	タダラフィル錠2.5mgZA「シオエ」	タダラフィル	2.5mg 1錠	36.30
22	内用薬	タダラフィル錠5mgZA「シオエ」	タダラフィル	5mg 1錠	73.80
23	内用薬	デュロキセチンカプセル20mg「日医工G」	デュロキセチン塩酸塩	20mg 1カプセル	46.70
24	内用薬	デュロキセチンカプセル30mg「日医工G」	デュロキセチン塩酸塩	30mg 1カプセル	63.10
25	内用薬	バクタミニ配合錠	スルファメトキサゾール・トリメトプリム	1錠	33.70
26	内用薬	バラシクロビル顆粒50%「SPKK」	バラシクロビル塩酸塩	50% 1g	144.30
27	内用薬	局 バラシクロビル錠500mg「SPKK」	バラシクロビル塩酸塩	500mg 1錠	112.40
28	内用薬	局 バロキセチン錠10mg「SPKK」	バロキセチン塩酸塩水和物	10mg 1錠	23.10
29	内用薬	ブレガバリンOD錠25mg「TCK」	ブレガバリン	25mg 1錠	21.80
30	内用薬	ブレガバリンOD錠75mg「TCK」	ブレガバリン	75mg 1錠	36.30
31	内用薬	ブレガバリンOD錠150mg「TCK」	ブレガバリン	150mg 1錠	50.10
32	内用薬	局 プロピベリン塩酸塩錠20mg「NIG」	プロピベリン塩酸塩	20mg 1錠	35.20
33	内用薬	ホリナート錠25mg「NIG」	ホリナートカルシウム	25mg 1錠	666.20
34	内用薬	局 リシノプリル錠20mg「NIG」	リシノプリル水和物	20mg 1錠	17.50
35	内用薬	レベチラセタム錠250mg「アメル」	レベチラセタム	250mg 1錠	41.30
36	内用薬	レベチラセタム錠250mg「杏林」	レベチラセタム	250mg 1錠	41.30
37	内用薬	レベチラセタム錠250mg「サワイ」	レベチラセタム	250mg 1錠	41.30
38	内用薬	レベチラセタム錠250mg「JG」	レベチラセタム	250mg 1錠	41.30

No		薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価 (円)
39	内用薬	レベチラセタム錠250mg「タカタ」	レベチラセタム	250mg 1錠	41.30
40	内用薬	レベチラセタム錠250mg「トーワ」	レベチラセタム	250mg 1錠	41.30
41	内用薬	レベチラセタム錠250mg「日医工」	レベチラセタム	250mg 1錠	41.30
42	内用薬	レベチラセタム錠250mg「日新」	レベチラセタム	250mg 1錠	41.30
43	内用薬	レベチラセタム錠250mg「V T R S」	レベチラセタム	250mg 1錠	41.30
44	内用薬	レベチラセタム錠250mg「フェルゼン」	レベチラセタム	250mg 1錠	41.30
45	内用薬	レベチラセタム錠250mg「明治」	レベチラセタム	250mg 1錠	41.30
46	内用薬	レベチラセタム錠500mg「アメル」	レベチラセタム	500mg 1錠	67.30
47	内用薬	レベチラセタム錠500mg「杏林」	レベチラセタム	500mg 1錠	67.30
48	内用薬	レベチラセタム錠500mg「サワイ」	レベチラセタム	500mg 1錠	67.30
49	内用薬	レベチラセタム錠500mg「J G」	レベチラセタム	500mg 1錠	67.30
50	内用薬	レベチラセタム錠500mg「タカタ」	レベチラセタム	500mg 1錠	67.30
51	内用薬	レベチラセタム錠500mg「トーワ」	レベチラセタム	500mg 1錠	67.30
52	内用薬	レベチラセタム錠500mg「日医工」	レベチラセタム	500mg 1錠	67.30
53	内用薬	レベチラセタム錠500mg「日新」	レベチラセタム	500mg 1錠	67.30
54	内用薬	レベチラセタム錠500mg「V T R S」	レベチラセタム	500mg 1錠	67.30
55	内用薬	レベチラセタム錠500mg「フェルゼン」	レベチラセタム	500mg 1錠	67.30
56	内用薬	レベチラセタム錠500mg「明治」	レベチラセタム	500mg 1錠	67.30
57	内用薬	レベチラセタムD S 50%「杏林」	レベチラセタム	50% 1 g	97.30
58	内用薬	レベチラセタムD S 50%「サワイ」	レベチラセタム	50% 1 g	97.30
59	内用薬	レベチラセタムD S 50%「タカタ」	レベチラセタム	50% 1 g	97.30
60	内用薬	レベチラセタムD S 50%「トーワ」	レベチラセタム	50% 1 g	97.30
61	内用薬	レベチラセタムドライシロップ50%「J G」	レベチラセタム	50% 1 g	97.30
62	内用薬	レベチラセタムドライシロップ50%「日医工」	レベチラセタム	50% 1 g	97.30
63	内用薬	レベチラセタムドライシロップ50%「日新」	レベチラセタム	50% 1 g	97.30
64	内用薬	レベチラセタムドライシロップ50%「明治」	レベチラセタム	50% 1 g	97.30
65	内用薬	レベチラセタムドライシロップ50%「Y D」	レベチラセタム	50% 1 g	97.30
66	内用薬	レベチラセタム粒状錠250mg「サワイ」	レベチラセタム	250mg 1包	41.30
67	内用薬	レベチラセタム粒状錠500mg「サワイ」	レベチラセタム	500mg 1包	67.30
68	注射薬	エンブレル皮下注25mgクリックワイズ用0.5mL	エタネルセプト（遺伝子組換え）	25mg0.5mL 1カセット	12,296
69	注射薬	エンブレル皮下注50mgクリックワイズ用1.0mL	エタネルセプト（遺伝子組換え）	50mg 1 mL 1カセット	23,922
70	注射薬	オクトレオチド皮下注50μg「S U N」	オクトレオチド酢酸塩	50 μ g 1 mL 1瓶	576
71	注射薬	オクトレオチド皮下注100μg「S U N」	オクトレオチド酢酸塩	100 μ g 1 mL 1瓶	1,011
72	注射薬	局 オザグレルN a 注80mgシリンジ「トーワ」	オザグレルナトリウム	80mg 4 mL 1筒	638
73	注射薬	局 カルボプラチン点滴静注液150mg「S W」	カルボプラチン	150mg15mL 1瓶	4,807
74	注射薬	局 カルボプラチン点滴静注液450mg「S W」	カルボプラチン	450mg45mL 1瓶	11,369
75	注射薬	局 生理食塩液	塩化ナトリウム	50mL 1袋	124
76	注射薬	デスモプレシン静注 4 μ g「フェリング」	デスモプレシン酢酸塩水和物	4 μ g 1 管	1,639
77	注射薬	ナロキソン塩酸塩静注0.2mg「A F P」	ナロキソン塩酸塩	0.2mg 1 mL 1 管	921

No		薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価 (円)
78	注射薬	パロノセトロン静注0.75mg / 2 mL「日医工」	パロノセトロン塩酸塩	0.75mg 2 mL 1 瓶	5,349
79	注射薬	局 ファモチジン注射液10mg「トーワ」	ファモチジン	10mg 1 mL 1 管	97
80	注射薬	局 ファモチジン注射液20mg「トーワ」	ファモチジン	20mg 2 mL 1 管	97
81	注射薬	局 フルコナゾール静注液100mg「F」	フルコナゾール	0.2%50mL 1 袋	1,675
82	注射薬	ベメトレキセド点滴静注液100mg「SUN」	ベメトレキセドナトリウム水和物	100mg 4 mL 1 瓶	16,747
83	注射薬	ベメトレキセド点滴静注液500mg「SUN」	ベメトレキセドナトリウム水和物	500mg20mL 1 瓶	70,061
84	注射薬	ベメトレキセド点滴静注用100mg「日医工G」	ベメトレキセドナトリウムヘミベンタ水和物	100mg 1 瓶	16,747
85	注射薬	ベメトレキセド点滴静注用500mg「日医工G」	ベメトレキセドナトリウムヘミベンタ水和物	500mg 1 瓶	70,061
86	注射薬	ホスアプレビタント点滴静注用150mg「NK」	ホスアプレビタントメグルミン	150mg 1 瓶	6,041
87	注射薬	ボルテゾミブ注射用 2 mg「トーワ」	ボルテゾミブ	2 mg 1 瓶	31,876
88	注射薬	ボルテゾミブ注射用 3 mg「NK」	ボルテゾミブ	3 mg 1 瓶	46,350
89	注射薬	ボルテゾミブ注射用 3 mg「サワイ」	ボルテゾミブ	3 mg 1 瓶	46,350
90	注射薬	ボルテゾミブ注射用 3 mg「DSEP」	ボルテゾミブ	3 mg 1 瓶	46,350
91	注射薬	ボルテゾミブ注射用 3 mg「トーワ」	ボルテゾミブ	3 mg 1 瓶	46,350
92	注射薬	ボルテゾミブ注射用 3 mg「ファイザー」	ボルテゾミブ水和物	3 mg 1 瓶	46,350
93	注射薬	ボルテゾミブ注射用 3 mg「ヤクルト」	ボルテゾミブ	3 mg 1 瓶	46,350
94	注射薬	レベチラセタム点滴静注500mg「アメル」	レベチラセタム	500mg 5 mL 1 管	851
95	注射薬	レベチラセタム点滴静注500mg「日新」	レベチラセタム	500mg 5 mL 1 管	851
96	注射薬	レベチラセタム点滴静注500mg「明治」	レベチラセタム	500mg 5 mL 1 管	851
97	外用薬	オロパタジン点眼液0.1%「杏林」	オロパタジン塩酸塩	0.1% 1 mL	64.00
98	外用薬	オロパタジン点眼液0.1%「サワイ」	オロパタジン塩酸塩	0.1% 1 mL	64.00
99	外用薬	オロパタジン点眼液0.1%「サンド」	オロパタジン塩酸塩	0.1% 1 mL	64.00
100	外用薬	オロパタジン点眼液0.1%「三和」	オロパタジン塩酸塩	0.1% 1 mL	64.00
101	外用薬	オロパタジン点眼液0.1%「センジュ」	オロパタジン塩酸塩	0.1% 1 mL	64.00
102	外用薬	オロパタジン点眼液0.1%「タカタ」	オロパタジン塩酸塩	0.1% 1 mL	64.00
103	外用薬	オロパタジン点眼液0.1%「TS」	オロパタジン塩酸塩	0.1% 1 mL	64.00
104	外用薬	オロパタジン点眼液0.1%「トーワ」	オロパタジン塩酸塩	0.1% 1 mL	64.00
105	外用薬	オロパタジン点眼液0.1%「日新」	オロパタジン塩酸塩	0.1% 1 mL	64.00
106	外用薬	オロパタジン点眼液0.1%「ニッテン」	オロパタジン塩酸塩	0.1% 1 mL	64.00
107	外用薬	オロパタジン点眼液0.1%「ニッター」	オロパタジン塩酸塩	0.1% 1 mL	64.00
108	外用薬	オロパタジン点眼液0.1%「わかもと」	オロパタジン塩酸塩	0.1% 1 mL	64.00
109	外用薬	デスマブレシン点鼻スプレー2.5µg「フェリング」	デスマブレシン酢酸塩水和物	125 µg 1 瓶	3,754.20
110	外用薬	ブリモニジン酒石酸塩点眼液0.1%「TS」	ブリモニジン酒石酸塩	0.1% 1 mL	185.20
111	外用薬	局 ブロムフェナクNa点眼液0.1%「日点」	ブロムフェナクナトリウム水和物	0.1% 1 mL	44.70
112	外用薬	モキシフロキサシン点眼液0.5%「サンド」	モキシフロキサシン塩酸塩	0.5% 1 mL	42.70

(参考2)

掲 示 事 項 等 告 示

別表第2 (令和4年3月31日まで)

No		薬価基準名	成分名	規格単位	
1	内用薬	スマトリブタン錠50mg「アスペン」	スマトリブタンコハク酸塩	50mg 1錠	
2	内用薬	局 セフカペンピボキシル塩酸塩小児用細粒10%「サワイ」	セフカペン ピボキシル塩酸塩水和物	100mg 1g	
3	内用薬	局 セフカペンピボキシル塩酸塩錠75mg「サワイ」	セフカペン ピボキシル塩酸塩水和物	75mg 1錠	
4	内用薬	局 セフカペンピボキシル塩酸塩錠100mg「サワイ」	セフカペン ピボキシル塩酸塩水和物	100mg 1錠	
5	内用薬	バラシクロビル顆粒50%「アスペン」	バラシクロビル塩酸塩	50% 1g	
6	内用薬	局 バラシクロビル錠500mg「アスペン」	バラシクロビル塩酸塩	500mg 1錠	
7	内用薬	局 バロキセチン錠10mg「アスペン」	バロキセチン塩酸塩水和物	10mg 1錠	
8	内用薬	局 プロビペリン塩酸塩錠20mg「武田テバ」	プロビペリン塩酸塩	20mg 1錠	
9	内用薬	ホリナート錠25mg「武田テバ」	ホリナートカルシウム	25mg 1錠	
10	内用薬	局 リシノプリル錠20mg「タイヨー」	リシノプリル水和物	20mg 1錠	
11	注射薬	オクトレオチド皮下注50μg「SUN」	オクトレオチド酢酸塩	50μg 1mL 1管	
12	注射薬	オクトレオチド皮下注100μg「SUN」	オクトレオチド酢酸塩	100μg 1mL 1管	
13	注射薬	局 カルボプラチン点滴静注液150mg「サワイ」	カルボプラチン	150mg15mL 1瓶	
14	注射薬	局 カルボプラチン点滴静注液450mg「サワイ」	カルボプラチン	450mg45mL 1瓶	
15	注射薬	デスモプレシン注4 協和	デスモプレシン酢酸塩水和物	4μg 1管	
16	注射薬	ナロキソン塩酸塩静注0.2mg「第一三共」	ナロキソン塩酸塩	0.2mg 1mL 1管	
17	注射薬	局 フルコナゾール静注液0.2%「F」	フルコナゾール	0.2%50mL 1袋	
18	外用薬	デスモプレシン・スプレー2.5協和	デスモプレシン酢酸塩水和物	125μg 1瓶	

医政経発 1 2 0 9 第 6 号
令和 3 年 12 月 9 日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局経済課長
(公 印 省 略)

令和 3 年 12 月 9 日付けで薬価基準に収載された
後発医薬品の安定供給に係る対応について

後発医薬品の安定供給については、「後発医薬品の安定供給について」(平成 18 年 3 月 10 日医政発第 0310004 号(令和 3 年 6 月 25 日医政発 0265 第 3 号一部改正)。以下「平成 18 年通知」という。)において通知し、「平成 20 年 7 月 4 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について」(平成 20 年 7 月 4 日医政経発 0704002 号)において、安定供給に係る苦情を受け付けた場合の対応について通知したところですが、今般、令和 3 年 12 月 9 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について別添通知のとおり、日本製薬団体連合会会長宛通知したので、ご了知願います。

貴会におかれましては、後発医薬品の安定供給について、会員等から苦情があった場合は、平成 18 年通知に基づき、ご対応いただきたく、その周知方よろしくご配慮をお願いいたします。



医政経発 1209 第 5 号
令和 3 年 12 月 9 日

日本製薬団体連合会会長 殿

厚生労働省医政局経済課長
(公 印 省 略)

令和 3 年 12 月 9 日付けで薬価基準に収載された
後発医薬品の安定供給に係る対応について

後発医薬品については、「後発医薬品の安定供給について」（平成 18 年 3 月 10 日医政発第 0310003 号。以下「平成 18 年通知」という。）において、安定供給の要件を規定し、後発医薬品の製造販売業者に対して、その遵守に努めるよう求めているところです。

また、「平成 20 年 7 月 4 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について」（平成 20 年 7 月 4 日医政経発 0704001 号。以下「平成 20 年通知」という。）において、安定供給に係る苦情を受け付けた場合の対応を示しているところです。

今般、令和 3 年 12 月 9 日付けで薬価収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について、平成 18 年通知に加え、下記のとおり平成 20 年通知と同様の取り扱いをすることとしたので、周知方よろしく願います。

なお、保険医療機関及び保険薬局からの苦情への対応、安定供給に支障を生じた事業者の対応については、引き続き、平成 18 年通知に基づき行うことを申し添えます。

記

令和 3 年 12 月 9 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品のうち、同一成分内で多数の銘柄が存在するものについては、保険医療機関及び保険薬局からの注文に対して、医薬品卸売販売業者等に在庫がない緊急の場合であっても、平日は 2～3 日（遠隔地は 4 日）で、土日を含んだ場合は 2～5 日（遠隔地は 5～6 日）（どちらについても注文日を含んだ日数。）で保険医療機関及び保険薬局に製造販売業者から供給すること。

上記期間内に、注文した当該後発医薬品が配送されず、保険医療機関及び保険薬局からの苦情を当課が受け付けた場合は、当該製造販売業者に対し必要な調査及び改善指導を行うこと。